

**所得税・消費税・贈与税の確定申告など**

●申告書の作成・提出について

手書きで申告書を作成されている方へ

**申告書は、国税庁ホームページで作成できます！！**

国税庁ホームページ [国税庁ホームページ](#) [作成コーナー](#) [検索](#)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成27年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。また、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

**所得が「給与・公的年金」のみの方は必見！！**

「『確定申告書等作成コーナー』って難しそうだな」という方へ  
給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。  
初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

●申告書などの送付方法

前年に税務署の確定申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で提出した方には、申告書の送付に代えて「確定申告のお知らせ」を送付いたします。

●e-Taxのご利用方法

国税電子申告・納税システム「e-Tax」は、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、所得税および復興特別所得税、消費税、贈与税などの申告や、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。また「e-Tax」を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告を行っていただくと、①添付書類（医療費の領収書や源泉徴収票等）の提出省略、②還付がスピーディーなど書面による申告に比べて、大変便利なものとなっております。詳しくは、e-Tax ホームページ（国税庁、e-Tax 又は確定申告で検索）をご覧ください。

※ e-Tax の利用の際は、個人番号カード又は住民基本台帳カードに格納された電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入などが必要で  
す。（※ 住民基本台帳カードは、その有効期間内であれば継続して使用可）

●年金所得者の申告手続の簡素化について

・平成23年分の確定申告から、公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税について確定申告書を提出することを要しないこととなりました。（注1）この場合であっても、医療費控除などによる所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。（注2）所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要となった場合でも、各種所得控除を受けるために住民税の申告が必要となる場合があります。（例）年金から天引きされたもの以外に健康保険料を支払っているなど

・平成26年分の確定申告から、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に扶養親族として記載された者を、確定申告において他の者の扶養親族に変更する場合には、その公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、公的年金等に係る申告不要制度を適用することはできません。

●記帳義務・記録保存義務の拡大について

法律の改正に伴い、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象となります。）は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

●復興特別所得税について

平成25年分から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとなりました。申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。

●財産債務調書について

「財産債務調書」の提出制度が創設されました。所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。本年の提出期限は平成28年3月15日(火)です。

**【開設期間】2月4日(木)～3月15日(火)**

**【開設時間】9:00～17:00**

（土・日・祝日を除く。ただし、2月21日(日)および2月28日(日)は開設）

※会場は、連日、大混雑が予想されます。なるべくご自宅で申告書を作成していただき、申告は早めにお済ませください。※混雑状況により、相談の受付を早めに終了させていただく場合がありますので、なるべく16:00頃までにお越しください。※確定申告会場にお越しの際には、関係書類や前年分の申告書の控え等をご持参ください。※すばるホールでは、納付手続、納税証明書の発行および相続税の相談は行っていません。

●申告期限、納期限などについて

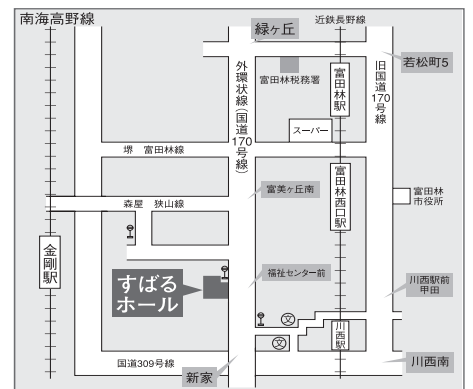
平成27年分の申告期限、納期限などは、下表のとおりです。

税目など	申告期限	納期限		口座振替日
所得税および復興特別所得税	3月15日(火)	3期分	3月15日(火)	4月20日(火)
		延納分	5月31日(火)	5月31日(火)
個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(木)	3月31日(木)		4月25日(月)
贈与税	3月15日(火)	3月15日(火)		

※納付書で納付を行う場合には、納期限までに現金に納付書を添えて金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で納付してください。納付書は申告会場及び税務署に用意してあります。

（注1）申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等によるお知らせはありません。

（注2）納付が納期限に遅れた場合又は残高不足等により口座振替ができなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付する必要があります。



〔所在地〕富田林市桜ヶ丘町2番8号

〔交通〕・近鉄長野線川西駅から徒歩8分  
・南海小金台2丁目バス停から徒歩8分  
・近鉄富田林駅からレインボープラス「すばるホール」で下車

〔問合せ〕富田林税務署 ☎ 0721-24-3281 (代表)

※上記番号は自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせは受けられません。

◆確定申告会場は「すばるホール」